

第 1 日 5月17日（金曜日） 本 会 議

平成 2 5 年 横 瀬 町 議 会 会 議 録
第 4 回 臨 時 会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月17日(金)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○日程の追加	7
○議長の辞職について	7
○日程の追加	9
○議長の選挙	9
○議長就任のあいさつ	10
○前議長退任のあいさつ	11
○日程の追加	12
○副議長の辞職について	12
○日程の追加	13
○副議長の選挙	13
○副議長就任のあいさつ	15
○前副議長退任のあいさつ	15
○日程の追加	16
○各常任委員会委員の選任について	16
○日程の追加	17
○各常任委員会正副委員長の互選について	17
○日程の追加	18
○議会運営委員会委員の選任について	18
○日程の追加	19
○議会運営委員会正副委員長の互選について	19
○日程の追加	20
○秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	20
○町長あいさつ	22

○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
・議案第 3 5 号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）	
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
・議案第 3 6 号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6
・議案第 3 7 号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○閉 会	2 8

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第39号

平成25年第4回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、平成25年5月17日横瀬町役場に招集する。

平成25年5月10日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）
- 1、横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 1、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	富	田	能	成	議員	2 番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3 番	内	藤	純	夫	議員	4 番	大	野	伸	惠		議員	
5 番	若	林	想	一	郎	議員	6 番	赤	岩	森	夫	議員	
7 番	町	田	勇	佐	久	議員	8 番	若	林	ス	ミ	子	議員
9 番	関	根			修	議員	10 番	小	泉	初	男	議員	
11 番	若	林	新	一	郎	議員	12 番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成25年第4回横瀬町議会臨時会 第1日

平成25年5月17日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、議長の辞職について

1、選挙第 1号 議長の選挙

1、副議長の辞職について

1、選挙第 2号 副議長の選挙

1、各常任委員会委員の選任について

1、各常任委員会正副委員長の互選について

1、議会運営委員会委員の選任について

1、議会運営委員会正副委員長の互選について

1、選挙第 3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

1、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	田端啓二	参事兼 会管理 者
柳健一	総務課長	大野雅弘	まち経営 課長
島田公男	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
高野直政	健康づくり 課長	町田文利	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	町田多	建設課長
町田勉	上下水道 課長	富田等	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。

平成25年第4回横瀬町議会臨時会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林スミ子議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林スミ子議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。本日は、横瀬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、皆様には公私ともに忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成25年度も1カ月半が経過しましたが、本年度の重点事業等につきましては、順調に準備または開始されているところでございます。今後、随時進捗状況等の報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、省エネルギー対策に伴う公務能率の低下防止及び親しみやすい役場づくりを推進するため、本年も5月15日よりクールビズを実施させていただいております。議員各位のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、広報5月号にも掲載させていただきましたが、「西武鉄道西武秩父線存続・維持」署名活動は、区長さんのご尽力により、期間が短かったにもかかわらず、多くの町民の方にご賛同いただき、7,000名を超える署名が集まりました。

秩父地域1市4町の合計では8万2,000余りの署名となり、この署名を4月10日に西武ホールディングス及び西武鉄道に手渡しました。続いて、埼玉県知事にもこの報告と引き続きの支援をお願いしたところであります。

また、国につきましては、国土交通大臣に要望書を提出し、強い支援と協力をお願いいたしました。

さらに、4月26日には埼玉県町村会長名で西武鉄道、国土交通省、県選出国會議員に面会の上、西武秩父線の存続に関する要請を行っております。

4月27日には西武秩父線の利用促進を図るため、知事、地元県議会議員、秩父地域1市4町の首長及び関係団体による、西武鉄道を利用した秩父地域への観光を呼びかけるキャンペーンを池袋駅構内で実施いたしました。

私も、西武秩父線の存続、維持の要望活動も重要ですが、このように西武秩父線の利用促進を図ることはさらに重要であると考えております。

この利用促進につきましては、秩父地域の1市4町と関係団体などで組織する「西武秩父線利用促進協議会」が5月15日に設立されました。今後も支援要請や西武秩父線の利用促進対策を全力で行ってまいりますので、議員各位におかれましてもご協力賜りますようお願いさせていただきます。

また、これまでにない規模の風疹の流行に伴い、緊急対策といたしまして、大人の風疹予防接種費用の一部を助成することといたしました。今年度に接種した方に対しまして、6月3日から申請の受け付けを開始いたしますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

本臨時会にご提案申し上げました議案であります。専決処分を求めることについて1件、条例の一部改正2件でございます。ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○若林スミ子議長 以上で町長のあいさつを終わります。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承をお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○若林スミ子議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

12番 若林清平 議員

2番 新井鼓次郎 議員

1番 富田能成 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○若林スミ子議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提案された議案等を勘案して、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

〔議長、副議長と交代〕

○赤岩森夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○赤岩森夫副議長 若林スミ子議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○赤岩森夫副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◇

◎議長の辞職について

○赤岩森夫副議長 追加日程第3、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番、若林スミ子議員の退場を求めます。

〔8番 若林スミ子議員退場〕

○赤岩森夫副議長 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

○小泉源太郎事務局長 それでは、朗読させていただきます。

辞 職 願

このたび都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成25年5月17日

横瀬町議会副議長 赤 岩 森 夫 様

以上でございます。

○赤岩森夫副議長 ここでお諮りをいたします。

若林スミ子議長から提出されました議長辞職願の取り扱いについて、発言を求めます。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 議長の願いどおり辞職願を受理されることがよろしいかと思えます。

○赤岩森夫副議長 はい。

○4番 大野伸恵議員 若林スミ子さんは、議長運営がとてもしっかりしていましたし、女性議長で、横瀬町の文化というものを内外に示しておりました。私は、継続していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。受理しないほうがよいと思えます。よろしくお願ひします。

○赤岩森夫副議長 異議がございましたので、議長の辞職願についてを日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議長の辞職願についてを日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願ひます。

〔起立同数〕

○赤岩森夫副議長 起立採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対し裁決いたします。

若林スミ子議長の辞職願の件については、議長は可決と裁決いたします。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 今の裁決ですが、議員必携を見ますと、会議の諸原則による現状維持の原則というのがあります。過半数の場合は、まだ反対に至っていないということで、現状維持というのがおおむね常識になっているようですが、その判断でしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○赤岩森夫副議長 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○赤岩森夫副議長 再開いたします。

前回は議長の裁決ということで決定をしております。今回もただいまの方向で裁決といたします。よろしくお願ひいたします。

辞表を受理することに決定をいたします。

8番、若林スミ子議員の入場を求めます。

〔8番 若林スミ子議員入場〕

◇

◎日程の追加

○赤岩森夫副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りをいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○赤岩森夫副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

◇

◎議長の選挙

○赤岩森夫副議長 追加日程第4、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 投票でお願いいたします。

○赤岩森夫副議長 ただいま3番、内藤純夫議員から投票でお願いをしたいという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○赤岩森夫副議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、議長より指名をいたします。

9番 関 根 修 議員

5番 若 林 想一郎 議員

3番 内 藤 純 夫 議員

以上3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○赤岩森夫副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○赤岩森夫副議長 配付漏れがないと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○赤岩森夫副議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○赤岩森夫副議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○赤岩森夫副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

関根修議員、若林想一郎議員、内藤純夫議員に開票の立ち会いをお願いをいたします。

〔開票〕

○赤岩森夫副議長 選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 12票

投票総数のうち

有効投票 12票

無効投票（白票） 0票

有効投票のうち

関根修議員 7票

若林スミ子議員 5票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、7票を獲得した関根修議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○赤岩森夫副議長 ただいま議長に当選されました関根修議員が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◇

◎議長就任のあいさつ

○赤岩森夫副議長 ただいま議長に当選されました関根修議員に議長就任のごあいさつをお願いをいたします。

9番、関根修議員。

〔9番 関根 修議員登壇〕

○9番 関根 修議員 ただいま議長にご推挙いただきまして、まことに身に余る光栄であります。衷心より感謝申し上げますとともに、この責任の重さを痛感しております。もともと浅学非才な身ではありますが、本町の発展のために誠心誠意努力をいたす覚悟であります。

さて、私は日ごろより秩父地域の強い協力関係が必要であると感じてまいりました。そのために、秩父地域の市町村間の十分な意思の疎通が不可欠であります。幸いに秩父地域において、定住自立圏形成協定による共生ビジョン策定により、具体的な協力関係ができてまいりました。これを機にさらに秩父地域の各議会間の交流を図り、各行政機関の信頼の構築を努める所存であります。

また、地方自治の精神を踏まえ、公正無私の立場を堅持し、町民の皆様と協働し、町政に取り組んでまいっている所存であります。

結びに、本町議会は執行部とともに町民の福祉の向上を目指し、安心、安全なまちづくりを進めてまいります。ぜひとも関係各位の皆様のご協力を心よりお願いし、議長就任のあいさつといたします。どうもありがとうございます。

○赤岩森夫副議長 議長就任のあいさつを終わります。

議員各位のご協力によりまして、無事に議長の選出ができました。ありがとうございました。

それでは、関根修議員、議長席にお願いをいたします。

〔関根 修議長、議長席に着く〕

○関根 修議長 お許しをいただきまして、議長席に着かせていただきます。

会議を続行いたします。



◎前議長退任のあいさつ

○関根 修議長 それでは、ここで今まで議会運営にご尽力いただきました前議長、若林スミ子議員に議長退任のごあいさつを賜りたいと思います。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 平成24年から1年間、皆様のご協力によりまして、議長として働かせていただきました。今後も議員としての任期はまだ2年ございますので、しっかりと町政に対する取り組みをしていきたいと思っております。

町民の皆様にご信頼をしていただける議会として、新議長を中心に、皆様で切磋琢磨しながら頑張っていきたいと思っておりますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。

○関根 修議長 ありがとうございました。

以上で議長退任のあいさつを終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○**関根 修議長** 赤岩森夫副議長から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第5とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎副議長の辞職について

○**関根 修議長** 追加日程第5、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、赤岩森夫議員の退場を求めます。

〔6番 赤岩森夫議員退場〕

○**関根 修議長** 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

○**小泉源太郎事務局長** それでは、朗読いたします。

辞 職 願

このたび都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成25年5月17日

横瀬町議会副議長 赤 岩 森 夫

横瀬町議会議長 関 根 修 様

以上でございます。

○**関根 修議長** ここでお諮りいたします。

副議長より提出されました副議長辞職願の取り扱いについて、発言を求めます。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 議長もわかりましたことだし、願いどおり受理されるのがよろしいかと思えます。

○**関根 修議長** 他にご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** お諮りいたします。

ただいまの発言にありましたように、赤岩森夫副議長の副議長辞職を願いどおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、赤岩森夫副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

6番、赤岩森夫議員の入場を求めます。

〔6番 赤岩森夫議員入場〕

◇

◎日程の追加

○**関根 修議長** ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○**関根 修議長** 追加日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 投票でお願いいたします。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** ただいま3番、内藤純夫議員から投票でお願いしたいという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより副議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○関根 修議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、議長より指名いたします。

8番 若林 スミ子 議員

7番 町田 勇佐久 議員

4番 大野 伸 恵 議員

以上3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○関根 修議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○関根 修議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○関根 修議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

若林スミ子議員、町田勇佐久議員、大野伸恵議員に開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○関根 修議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

投票総数のうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

3番 内藤 純 夫 議員 7票

4番 大野 伸 恵 議員 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、7票を獲得しました内藤純夫議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

- 関根 修議長** ただいま副議長に当選されました3番、内藤純夫議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。



◎副議長就任のあいさつ

- 関根 修議長** ただいま副議長に当選されました内藤純夫議員に副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

- 3番 内藤純夫議員** ただいまは副議長のご指名をいただきまして、ありがとうございました。

微力ながら全力で副議長の職を務めますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

- 関根 修議長** 副議長就任のあいさつを終わります。

議員各位の協力により、無事に副議長の選出ができました。ありがとうございました。



◎前副議長退任のあいさつ

- 関根 修議長** それでは、ここで今まで議会運営にご尽力いただきました前副議長、赤岩森夫議員に副議長退任のごあいさつを承りたいと思います。

6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

- 6番 赤岩森夫議員** ただいま議長よりご指名をいただきましたので、一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。

議会議員各位、また執行部の皆様方には大変ご協力をいただきまして、1年間、副議長ということでお世話になりました。ありがとうございました。

ただいま選任をされました正副議長の今後の議会運営を心から期待を申し上げている次第でございます。

まことに簡単でございますけれども、退任のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

- 関根 修議長** 以上で副議長退任のあいさつを終わります。



◎日程の追加

○**関根 修議長** ここでお諮りいたします。

各常任委員会委員の任期については、横瀬町議会委員会条例第3条第1項に2年と規定されており、平成25年5月10日で任期満了となっております。各常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎各常任委員会委員の選任について

○**関根 修議長** 追加日程第7、各常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、横瀬町議会委員会条例第7条第1項により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、事務局長立ち会いのもとに副議長と相談の上で選考し、ご指名申し上げたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時57分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会委員の選任でございますが、議長よりご指名申し上げます。

事務局長をして発表いただきます。

○**小泉源太郎事務局長** それでは、事務局より発表させていただきます。読み上げます。

まず、総務文教厚生常任委員会委員さんでございます。

2番 新井 鼓次郎 議員 3番 内藤 純夫 議員

4番 大野 伸恵 議員 8番 若林 スミ子 議員

9番 関根 修 議員 10番 小泉 初男 議員

続きまして、産業建設常任委員会委員を朗読いたします。

1番 富田 能成 議員 5番 若林 想一郎 議員

6番 赤岩 森夫 議員 7番 町田 勇佐久 議員

11番 若林 新一郎 議員 12番 若林 清平 議員

以上でございます。

○**関根 修議長** 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり各常任委員会委員を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。



◎日程の追加

○**関根 修議長** ここでお諮りいたします。

各常任委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第8として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎各常任委員会正副委員長の互選について

○**関根 修議長** 追加日程第8、各常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づきまして、各常任委員会ごとに委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、総務文教厚生常任委員会は301会議室、産業建設常任委員会は第1委員会室に移動し、互選をお願いいたします。

互選をしていただく間、休憩といたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長の互選結果について事務局長に発表いたさせます。

○**小泉源太郎事務局長** それでは、事務局より発表させていただきます。

総務文教厚生常任委員会委員長 8番 若林 スミ子 議員

副委員長 2番 新井 鼓次郎 議員
産業建設常任委員会委員長 6番 赤岩 森夫 議員
副委員長 5番 若林 想一郎 議員

以上でございます。

○関根 修議長 事務局長の発表を終わります。

ただいま事務局長をして発表いたしましたとおりが了承いただきたいと思います。



◎日程の追加

○関根 修議長 ここでお諮りいたします。

議会運営委員会委員の任期は、横瀬町議会委員会条例第5条第3項の規定により常任委員の任期を準用することとなっており、平成25年5月10日で任期満了となっております。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任について

○関根 修議長 追加日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、横瀬町議会委員会条例第7条第1項により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

つきましては、事務局長立ち会いのもとに副議長と相談の上で選考し、ご指名申し上げたいと思っております。暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時17分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員について議長よりご指名申し上げます。

事務局長をして発表いたさせます。

○小泉源太郎事務局長 それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員、

1 番 富 田 能 成 議員 2 番 新 井 鼓 次 郎 議員

6 番 赤 岩 森 夫 議員 7 番 町 田 勇 佐 久 議員

1 1 番 若 林 新 一 郎 議員 1 2 番 若 林 清 平 議員

以上でございます。

○関根 修議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり議会運営委員会委員を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○関根 修議長 ここでお諮りいたします。

議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議会運営委員会正副委員長の互選について

○関根 修議長 追加日程第10、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選に際しましては、第1委員会室をご利用いただきたいと思います。

互選をしていただく間、休憩といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時21分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選結果について、事務局長より発表いただきます。

○**小泉源太郎事務局長** それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員長 7番 町田 勇佐久 議員

副委員長 2番 新井 鼓次郎 議員

以上でございます。

○**関根 修議長** 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおりご了承いただきたいと思います。



◎日程の追加

○**関根 修議長** ここで申し上げます。

秩父広域市町村圏組合議会議員の若林新一郎議員並びに富田能成議員の辞職願が組合議会議長、副議長に提出され、両議員の辞職が許可されております。したがって、横瀬町選出の組合議会議員に2名の欠員が生じております。

お諮りいたします。この際、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第11として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第11として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○**関根 修議長** 追加日程第11、選挙第3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

6番、赤岩森夫議員。

○**6番 赤岩森夫議員** 投票をお願いします。

○**関根 修議長** ただいま6番、赤岩森夫議員から投票をお願いしたいという発言ございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより秩父市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○関根 修議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、議長より指名いたします。

12番 若林清平 議員

6番 赤岩森夫 議員

1番 富田能成 議員

以上3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。欠員は2名ですので、得票数の多い上位2名を当選人といたします。

〔投票用紙配付〕

○関根 修議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 大丈夫ですね。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○関根 修議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○関根 修議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

若林清平議員、赤岩森夫議員、富田能成議員に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○関根 修議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

投票総数のうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

富田能成 議員 5票

若林スミ子 議員 4票

町田勇佐久 議員 3票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は1.5票です。

したがって、5票を獲得しました富田能成議員及び4票を獲得しました若林スミ子議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○**関根 修議長** ただいま秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました1番、富田能成議員、8番、若林スミ子議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、ここで当選されましたお二人のごあいさつをお願いいたします。

まず、1番、富田能成議員をお願いいたします。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○**1番 富田能成議員** このたび広域市町村圏組合議会議員にご選任いただきまして、まことにありがとうございます。

秩父広域のため、ひいては横瀬町のため、誠心誠意努力させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○**関根 修議長** 富田能成議員のあいさつを終わります。

次に、若林スミ子議員をお願いいたします。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** ただいまは皆様のご推薦により、広域市町村圏組合の組合議員として推薦されて、まことにありがとうございます。

2年間の任期ということでございます。しっかりと広域のほかの議員さんと討論をし、横瀬町のため、また秩父地域のために尽力していきたいと思っております。また、皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○**関根 修議長** 若林スミ子議員のあいさつを終わります。

◎町長あいさつ

○**関根 修議長** ここで議案の審議に入る前に、町長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** ただいま議長、副議長を初め、常任委員会等の構成が決定され、新しい議会の体制が整いましたこと、心からお喜び申し上げます。新体制のもと、積極的な議会活動が展開されるものご期待を申し上げさせていただきたいと存じます。

退任をなされました若林前議長、赤岩前副議長におかれましては、その手腕を遺憾なく発揮され、円滑

な議会運営にご尽力をいただきましたことに御礼を申し上げさせていただきます。

また、新たに就任をされました関根議長、内藤副議長におかれましては、町民からの信望も厚く、常日ごろから町政発展のためにご活躍をされておる方でございます。今後の議会運営にお力を十分発揮されますことを心からご期待申し上げますとともに、横瀬町の発展等に一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。

○関根 修議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第12、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第12、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要があるため、平成25年4月10日付で横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、議案第35号、横瀬町税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明させていただきます。主な改正点につきましては、本日準備いたしましたお手元の参考資料を使用して説明させていただきます。

平成25年度の税制改正は、現下の社会情勢を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する観点から、また社会保障、税一体改革を着実に実施するため、平成25年3月30日公布されました。これにより、平成25年度の課税に支障が生じないよう、横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分により所要の改正を行いました。

寄附金税額控除でございますが、第34条の7第2項の関係でございます。町民税の所得割の納税義務者が寄附金を支出した場合における税額控除の計算方法を規定しているところで、所得税の額に復興特別所得税が加算されたのに伴い、町民税が調整されるように改正されました。

次に、固定資産税の納税義務者等の関係で、第54条でございます。第5項は、独立行政法人森林総合研究所等が統廃合によりこの土地改良事業に該当せず、削除されました。第131条の第4項も同様でございます。

ます。

また、第7項は、家屋の附帯設備について、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取りつけたもので、かつその家屋に符合したため、家屋の所有者が所有することとなったもの、特定附帯設備と申しますが、この特定附帯設備が取りつけた者の事業のための資産である場合に限り、当該取りつけた者を所有者とみなし、特定附帯設備の部分は家屋以外の資産とみなして、固定資産税を取りつけた者に課せられるよう改正されました。

次に、延滞金割合等の特例でございます。附則第3条の2でございます。延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合、その年中においては年7.3%の割合にあつては、当該年における特例基準割合に年1%を加算した割合とし、年14.6%の割合にあつては新たに当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合としました。

そして、第2項では、法人の町民税について、納期限の延長があつた場合の延滞金の割合は、新たに各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては当該年における特例基準割合といたしました。

次に、個人の町民税の住宅借入金等特別控除でございます。附則第7条の3の2でございます。個人の町民税の住宅借入金等特別控除について、現在の適用期限を平成35年度までと限るのを平成39年度に延長するとともに、租税特別措置法の適用基準の居住年が平成25年までの各年である場合に限るのを平成29年の各年までと改正されました。

次に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例でございます。附則第22条の2でございます。その有していた家屋で、その居住の用に供していたものが、東日本大震災により滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が土地の譲渡をした場合の特例が第1項で、表を用いて簡潔にし、条ずれ等の文言を整理いたしました。

第2項は、同じく東日本大震災により滅失したことによって、その居住の用を供することができなくなった者の相続人が当該家屋を敷地に供された土地等を譲渡した場合、当該相続人は居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等を適用が受けられるように改正いたしました。

次に、固定資産税に関する経過措置でございます。附則第4条の第2項、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成27年12月31日までの間、政令で定める基準に適合した耐震改修が行われ、総務省令で定める証明がされたものに対して課する固定資産税について、耐震改修が完了した各期間ごとに完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、その住宅に係る固定資産税額の2分の1に相当する額をその住宅の固定資産税から減額されます。

上記の規定の適用を受けようとする者は、耐震改修が完了した日から3カ月以内に申告書等の書類に加えて、新たに改修に係る契約をした日を証する書類を添付するように改正されました。

以上が主な改正点で、そのほかは条項のずれですとか文言等の言い回し等を改正してございます。改正の箇所につきましては、新旧対照表等を参考にご確認していただけたら幸いです。

また、次ページの附則につきましては、各条例の施行期日や経過措置等が規定されていますので、あわせてご確認いただけたらと思います。

以上で説明を終了いたします。

○関根 修議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

日程第12、議案第35号 専決処分承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第13、議案第36号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第13、議案第36号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。実費弁償を受給する者の規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 補足説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料をお手元に配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

今回の改正ですが、町の機関からの出頭等請求による実費弁償を受給する証人等を規定する第1条中、

第4号と第6号についての2点でございます。

まず、第4号前段の「地方自治法第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに」の規定を削除するものでございますが、この地方自治法第251条の2第9項は、普通地方公共団体等相互間の紛争があるときに総務大臣または都道府県知事が紛争解決のために任命する自治紛争処理委員は、調停案作成に必要あるとき、当事者等の出頭等を求めることができるなどの規定であり、この自治紛争処理委員は町の機関でなく、出頭した当事者への実費弁償の支給は国または県で行うことから、町の規定には不要であるため、削除したいものでございます。

次に、第6号中、地方公務員法第8条の第5項を第6項に改めるものでございますが、地方公務員法第8条は、人事委員会または公平委員会の権限について規定するもので、人事委員会または公平委員会が証人喚問等するための出頭を求めるなどの規定は、第5項ではなく第6項であるため、改正したいものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○**関根 修議長** 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に移ります。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

日程第13、議案第36号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第14、議案第37号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第14、議案第37号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、議案第37号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な改正点につきまして、お手元の参考資料を使用して説明いたします。

平成25年度の税制改正は、現下の社会情勢を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する観点から、また社会保障、税一体改革を着実に実施するため、平成25年3月30日公布されました。これにより、平成25年度の課税に支障が生じないように、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正を行います。

国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割、第5条の2でございます。被保険者の世帯別平等割額の減額について、新たに特定継続世帯を規定し、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者、特定同一世帯所属者といいます。その算定上含むこととする措置になります。ただし、同一世帯に他の被保険者がいない場合に限りです。

まず、特定世帯につきましては、既存のままでございます。新たに特定継続世帯といたしまして9,750円とする措置になりまして、特定世帯の5年の経過後の移行を6年から8年までの期間に限り特定継続世帯ということで新たに改正いたします。

また、低所得者世帯の負担能力を考慮して、納税義務者に対して課する被保険者均等割額または世帯別平等割額の減額を規定している第21条の国民健康保険税の減額についても、世帯別平等割額に特定継続世帯を新たに規定してございます。

また、条項ずれ、文言等の言い回しも一緒に改正してございますので、改正箇所につきましては、新旧対照表をご参考にごらんいただけたらと思います。

また、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用されます。

なお、新条例の附則第15号の改正規定につきましては、平成26年1月1日からの施行になります。

以上で補足説明をさせていただきました。失礼いたしました。

○関根 修議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

日程第14、議案第37号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○関根 修議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○関根 修議長 以上で本臨時会の会議に付託された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成25年第4回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時56分